

受付番号	平成26年 第5号
受付日	平成26年5月9日
質問者	加藤清助 議員

文書質問答弁書

回 答 日：平成26年5月26日

担 当 部 局：市立四日市病院

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく 加藤清助 議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

質問 1

平成25年度「委託契約」に基づく、市立病院職員が民間事業者のCSサービス提供業務の一端どころか、平成26年度契約では平成25年仕様書ある業務に加え、

- ・ 契約者である入院患者への提供サービスの説明
- ・ CS サービス申込受付
- ・ 商品の配布、交換、補充
- ・ 利用変更または契約終了の申し出受付

など記している。

市立四日市病院の入院案内では入院生活上の必要用品は入院患者自らが用意するものとされている。

したがって、入院患者がCSサービスの提供を受ける契約は民間事業者との民民契約により成り立つ行為である。

その契約行為、商品提供に責任を持つのは言うまでもなく民間事業者です。

そこで、私は質問1として当該契約商品の提供にかかわる申込受付、配布、交換、補充、契約終了等の「業務」が市立四日市病院の「本来業務」ですか？と問うたところ、答弁において「入院患者側で用意していただくものですが緊急入院や身寄りのない患者

側だけで日用品・寝巻などの準備ができない場合には、患者の療養上、当院としても一定の支援が必要となってまいります」

と答えています。

つまり、質問「本来業務ですか？」に対する答弁が「一定の支援が必要となってまいります」では明確な答弁ではありません。

よって、再度問うものです。

また、「一定の支援の必要」とする対象者を緊急入院や身寄りのない患者の場合の事例を持ち出されています。

しかし、CS サービスの民契約のあるなしにかかわらず、「一定支援する」行為は入院患者に対する普遍的な支援業務であると考えますが見解を求めます。

答弁 1

入院生活上必要な寝巻やおむつ等の準備については、患者側で準備していただくのが原則ですが、身寄りのない患者をはじめ、これらの準備に苦慮されている方々から、職員へ相談が持ちかけられることも多くあったことから、これまでは当院の全職員に呼びかけて、家庭内で使用していない衣類や不用となったおむつを募り、患者への提供を行ってきたところであります。

そもそも当院の設置目的は、健康の保持に必要な医療を提供することであり、今回のような患者への日用品等の提供は、設置目的である医療の提供そのものではありませんが、当院の設置目的を実現するために、患者の皆さまの療養環境をより良いものに整えることは、当院の果たすべき使命のひとつであると考えています。

従いまして、本来患者側で準備することが原則である入院生活上必要な寝巻やおむつ等について、患者側で準備していただけないケース等に対しては、当院として一定のサービスを提供することが必要と考えております。

質問 2

質問4において平成25年度の委託契約は「委託と受託がさかさまの契約書ではないのか」と問うたところ

「民間事業者と当院の役割分担については、契約上明記しているものの委託及び受託関係が複合していることから、文言上不明確な点があるため今般見直しを行った」との答弁でありました。

と言うことは質問の指摘の通り「委託と受託」がさかさまの契約書だったから、今般見直しを行ったということですか？

答弁 2

平成25年度契約は、当サービス事業にかかる民間業者と当院との役割分担について契約上明記しており、委託及び受託関係が複合していることから、必ずしも委託と受託がさかさまの契約とは考えておりませんが、平成26年度契約は、文言上不明確な点等を整理して、契約を締結したものであります。

質問 3

質問5で民間業者の仕事を公が受託できる法的根拠を問うたところ、「地方自治法及び地方公務員法において禁止規定がなく私法上の契約も可能と考えられます」との答弁でした。

この事項に関しては、当局において市の顧問弁護士及び全国市長会の顧問弁護士に相談し、見解を求めての答弁と理解しています。

顧問弁護士に問うのも一つの手法でしょうが、判例があってもなくても弁護士の見解は一つではないと思います。

地方自治体行政全般を所管する総務省へ法令上の問い合わせ、見解を求めることはされたのでしょうか？

答弁 3

地方公営企業が民間の業務を受託することについては、地方自治法や地方公務員法等において禁止規定がなく、私法上の契約も可能と考えております。また、当サービス事業は、全国的にも患者のニーズが高く、今では公立病院を含む全国 1,000 を超える病院で実施されている中で、複数の弁護士にも相談したところ、患者の療養環境に資する業務であり特段問題ないとの見解を得ていることもあり、当院として支障がないと判断しておりますので、総務省への見解は求めておりません。

質問 4

民間事業者が入院患者との契約商品を病棟に配達ストックする場所を設けている件について、行政財産の目的外使用に関し「平成 25 年度委託契約においては委託手数料に「保管料」を含めていたとの説明だが、平成 26 年度当該契約では、これを改め、別途、行政財産の使用許可書を発行し、その使用料を月額 3 2 3 9 2 円と算出し事業者に請求しています。

平成 25 年度は委託手数料に「保管料」として計算したが平成 26 年度の変更はなぜ行われたのか？

また、平成 25 年度契約の手数料計算内訳で「保管料相当分」の積算において保管面積が 11 m²でしたが、平成 26 年度契約における行政財産使用料算出時には保管面積が 37.87 m²となっていますが、平成 26 年 4 月から保管場所面積が 3 倍に拡大されたのですか？

答弁 4

今回契約全般を見直す中で、商品の保管については、事業者側の責務とすることとし、商品の保管のために当院の施設の一部を使用することについて、事業者からの申請を受けて当院が行政財産の使用を許可いたしました。

保管面積については、昨年度 3 か月間当サービスを実施する中で、当サービスの利用

が増えている状況もあり、作業手順や内容等を精査した結果、面積の拡大が必要と判断したものです。

質問 5

手数料積算の内訳根拠に、「人件費相当分」として人件費分×時間で積算されています。

この人件費の根拠は嘱託看護助手の賃金を基にしています。

当該サービス提供業務に従事しているのは嘱託看護助手のみですか？

答弁 5

入院セットの配付、交換などの業務について、主たる従事者は嘱託看護助手ですので、手数料を積算する際の根拠として嘱託看護助手の人件費を用いたものです。

質問 6

質問13で当該サービス提供に病院職員が従事することで、本来業務への影響、負担についての問いに、「従前の古着等調達業務の軽減や業務全般の見直し、効率化のとりくみで負担が大きく増えたものとは考えておりません」との答弁だが、その「業務軽減と業務全般の見直し、効率化」とは何を見直し、効率化したのですか？

答弁 6

これまでも、病院職員の看護業務について負担の軽減を図るため、継続的に見直しや効率化に取り組んでいます。

最近の具体例としては、汚物容器自動洗浄装置を全病棟へ設置したことや、書類や薬品などの他部署への配達業務や遅延食の配膳、哺乳瓶洗浄や食事ごとの配茶等について業者への委託業務に切り替えたことにより職員の負担が軽減されたほか、全ての看護助手にPHSを配布することにより関係部署との連絡の効率化も図られています。

当該入院セットの導入についても、従来発生していた業務（例：紙おむつ等を患者側で準備できない患者への紙おむつの手配、当院が用意し患者が使用した寝巻やタオルの洗濯

等)が減少しており、負担の軽減が図られています。

質問 7

公が民間の仕事を受託する「委託契約」が過去・現在存在したか、しているかについて調達契約課に尋ねたところ、民間の業務を市が受託契約するような事例はないとのことでした。

おそらく、過去存在しえない「委託契約」だと思いますが、あれば事例を示してください。

質問2に対する答弁で「包括的な意味で当院がワタキューセイモア株式会社に業務を委託したものです」とのことですが、正確に言えば「業務を受託した」のではないですか？

また、「包括的な意味」とはどういうことですか？

答弁 7

本来、入院生活上必要な生活用品等については、入院患者側で準備していただくものですが、実態として準備ができない場合も多く、患者側も準備に苦慮されている状況も見受けられました。そこで当該入院セット提供事業を導入することで、入院患者の療養環境の向上につながることから、安定的な入院セットの提供という仕組みを導入するために事業者へ業務を委託したものです。

「包括的な意味」については、上記のとおり入院セットを患者に提供するという仕組みの円滑な運営を病院が事業者に対して委託したという意味であり、他方、病室におられる入院患者への寝巻やおむつ等の入院セットの配付等については、患者へのプライバシー保護の観点からも病院側が実施するものであることから、双方に役割が生じる当該契約において、「包括的な意味」という表現を用いて答弁いたしました。

なお、民間業者の業務を市が受託した事例については、かつて大規模宅地開発等において、給水施設の工事を開発事業者等から水道局が受託した事例があったと聞いています。

質問 8

平成26年度の契約書が「入院セット提供にかかる契約書」となり、平成25年度の「委託契約書」から改称され、平成26年度契約書文言から「委託」という文言が削除されています。

平成26年度契約書第2条に「契約の目的」に、「乙（市立四日市病院）は、甲（ワタキューセイモア株式会社）が乙の施設内で乙の入院患者並びに家族又は入院保証人に対して実施する日用品セット及びおむつセットの提供サービスについて、入院患者の療養環境向上に資するとの観点から甲の業務のその一部を実施する」と明記しています。

この点でも民間事業者の業務の一部を市立四日市病院が担うと言う契約になります。

これは、委託者が民間事業者で、受託者が市立病院という関係になり、平成25年度委託契約と何ら変わらないどころか乙、仕様書において市立病院側の業務項目が増えているにもかかわらず、平成26年度契約書から「委託」という文言が消えたのはなぜか？

答弁 8

繰り返しとなりますが、全体としては入院セットを患者に提供するという仕組みの円滑な運営を病院が事業者に対して委託しているものですが、一部の業務については、事業者から当院が業務を受託しています。

以上のことから、双方に役割が生じる当該契約の性格を踏まえ、平成25年度契約の内容や文言上不明確な点等を整理した結果、「委託」という表現を用いない形で平成26年度契約を締結したものです。

また、平成26年度契約の仕様書において、病院側の業務項目が増えているとのご指摘については、平成25年度契約の仕様書の業務内容をより明確に表現したため、病院側の業務項目が増えているように見えますが、実際には業務内容は変化していません。

質問 9

平成26年度入院セット提供業務契約(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

の締結について、平成26年3月末の時点で「新年度からの契約書は準備締結されたのですか？」と伺ったところ検討準備中で契約書が未存在であることを総務課に確認していました。

ところが、当該平成26年度契約の決裁文書を行政情報開示請求で求め確認したところ、

起案日：平成26年4月1日

決裁日：平成26年4月1日

施行日：平成26年4月1日

とありました。

著しく迅速な行政執行スピードに驚きます。

CS サービスにかかる「提供業務」が行われる病院病棟の稼働は24時間であり、4月1日未明早朝から提供業務が実施されているものと考えられるが、当該契約に関する4月1日起案「平成26年度入院セット提供業務契約の締結について」「契約を締結してよろしいか伺います」に対する決裁日・施行日が同日ということは、物理的に不可能で奇異な印象を持たざるを得ない。

3月31日で前契約が切れた状態を4月1日につなげるために取り繕ったのではありませんか？

ちなみに平成25年度契約は、

起案日：平成25年11月1日、

決裁：同年11月7日

施行：同年11月7日

実際の委託期間は翌年平成26年1月1日から3月31日までとなっていました。

当該平成26年度提供業務契約書に関する起案・決裁・締結に至る時系列の正確な説明を求めます。

同様に、当該平成26年度契約にかかわる行政財産の使用許可に関しても「平成26年4月1日付で申請のあった行政財産の許可申請については下記の条件を付して許可します」との文書を同日4月1日付けで申請者に対して病院事業管理者名で発行していますが、これも同日申請を受けて、同日許可という迅速な決裁だったということですか？

答弁 9

平成26年度契約については、平成26年2月以降、業務の継続を前提に当院と事業者とで協議を重ね、平成26年度も継続して業務を実施することで、3月中に事業者と合意に至ったものであり、4月1日に起案、決裁、契約について手続きを行ったものです。

また、平成26年度の行政財産使用許可についても、同様に4月1日に申請を受付け、同日許可の手続きを行ったものです。